

中富良野町介護福祉士養成 施設就学資金貸付制度のご案内

介護福祉士養成施設に在学する方に対し、無利子で就学資金の貸付けを行う制度です。

卒業後5年間、中富良野町内で介護福祉士として行う業務に継続して従事すれば

全額返済免除! ※国家資格の登録が必要です。



貸付内容

学費分

月額 **5** 万円

×

正規の修学期間(最大2年)

- *月5万円(2年間で最大120万円の貸付)
- *北海道が実施する、介護福祉士就学資金貸付事業を利用している方を対象にします。
- *連帯保証人が1名必要です。

貸付対象者

介護福祉士養成施設に在学し、次の①~④すべてを満たす方

- ① 養成校を卒業後に中富良野町内において介護福祉士として業務に従事する意志がある
- ② 介護福祉士として継続して5年以上の業務に従事する意志がある
- ③ 介護福祉士国家資格取得に向けた向上心がある
- ④ 北海道(事業実施は北海道社会福祉協議会)が実施する就学資金貸付事業を利用している

※募集人員は2名

返還が生じる場合

下記の要件を満たさない場合は**全額返済(返還)**となります。

- *養成施設を退学等により貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- *養成施設卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験に合格・登録をしないとき
- *中富良野町内で介護福祉士として5年間従事しないとき

申込み方法

*養成校に入学し、北海道の貸付事業に申込み後(7月中)にご連絡をください。

お問い合わせ

中富良野町福祉課介護支援係

0167-44-2125